

## 24 議会・選挙

### ◎村議会【議会事務局 ☎42-2111（内線 181～182）】

村議会議員の定数は12人です。村議会は村長が招集します。定例会は年4回、臨時会は必要に応じて開かれます。会議は本会議と常に設置されている常任委員会、議会運営委員会及び必要に応じて設置される特別委員会があります。

#### ●本会議

議員全員が議場に集まって、村議会の最終的な意思を決定する会議です。村長などに一般質問を行い、村政全般についての所信を問うことや、議会に提出された議案や村議会としての意見表明などの議決はすべて本会議において行われます。

#### ●常任委員会

議案などを専門的、合理的、能率的に審議するために、所管部門を定めて設けている常設の委員会です。本会議で付託された議案や請願・陳情を詳細に審査し、その結果を本会議で報告します。現在、九戸村議会には、総務教育、産業民生、議会広報の3つの常任委員会が設置されています。

#### ●議会運営委員会

議会が円滑に運営されるよう、議長の諮問により会期の設定や議案・請願等の取扱いなど、議会運営に関する事項や議会の規則についての協議を行います。

#### ●特別委員会

本会議の議決によって必要に応じ設置されるもので、その委員会を設置した目的が達成されると終了します。例年3月には予算特別委員会が、9月には決算審査特別委員会がそれぞれ設置されます。

### ◎村議会への請願・陳情【議会事務局 ☎42-2111（内線 181～182）】

村民はだれでも、村政についての要望などを文書で請願・陳情として議会に提出することができます。議会へ請願・陳情するときは、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、署名または記名押印した文書を議長あてに提出してください。なお、請願の場合、内容に賛意を表す議員の紹介が必要で、請願書の表紙に紹介議員の署名または記名押印を受けなければなりません。

### ◎村議会の傍聴【議会事務局 ☎42-2111（内線 181～182）】

村議会の本会議と委員会は傍聴することができます。本会議、委員会の開かれる当日、議会事務局で傍聴人受付簿に住所、氏名を記載してください。団体に傍聴するときは、前もって議会事務局にご連絡ください。

なお、委員会の傍聴は、委員会の許可がない場合は傍聴できませんので、あらかじめご了承ください。

◎選挙【選挙管理委員会事務局 ☎42-2111（内線 181～182）】

●選挙人名簿の登録

年齢18歳以上で、本村に引き続き3か月以上居住し、住民基本台帳に記録されている方が登録されています。投票を行うためには、この名簿に登録されている必要があります。他の市町村へ転出した場合には、一定期間を過ぎると名簿から登録抹消されます。選挙人名簿は、住民基本台帳が基礎となりますので、転入・転出の際にはきちんと届出ましょう。

●定時登録

毎年3月、6月、9月、12月の各月の1日現在で上記の要件を備えている方を同月に登録します。

●選挙時登録

選挙が行われるとき、選挙管理委員会が定める登録基準日現在で前記の要件を備えている方を登録します。

●期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などで投票所に行くことができない場合は、告示（公示）日の翌日から投票日の前日までの間に期日前投票ができます。期日前投票は、通常九戸村役場で受け付けています。

●投票

投票所入場券に記載された指定の投票所で行ってください。投票所入場券は、選挙の告示（公示）日後に世帯主あてに郵送されます。